

「鹿児島県介護特定技能外国人マッチング支援等事業業務委託」に係るプロポーザル
質疑応答集

令和8年3月11日
社会福祉課

	質問内容	回答
1	<p>本事業の周知及び参加介護施設等の募集 ⇒「本事業の対象となる介護施設等」の情報については、事前に委託者より共有いただくことは可能か。</p>	<p>本事業の対象となる介護施設等は、仕様書にも記載のとおり、「県内に所在する指定介護保険事業所のうち、特定技能外国人の受入対象となっている（対象となる介護保険サービスを実施している）介護施設等」となります。 県HP上の「介護保険指定事業所一覧」において介護保険サービス別の一覧が掲載されておりますので御参照ください。 県HP「介護保険指定事業所一覧」： https://www.pref.kagoshima.jp/ae05/kenko-fukushi/koreisya/zigyosya/list.html</p>
2	<p>マッチングの成立した介護特定技能外国人の入国までの支援や入国後の職場への定着に関する支援 ⇒記載の「代行する登録支援機関を紹介する」との点について、受託者自身が登録支援機関として対応することに問題ないか。</p>	<p>「事業者の希望によって本事業の受託者が登録支援機関契約を事業者と締結することは可能です。但し、委託業者から介護施設等に対し、特定技能外国人を受け入れるにあたって必要な事項等についての説明、介護職種を扱う登録支援機関の紹介（可能な限り複数）等を行う中で、介護施設等側が、本事業の受託者と登録支援契約を締結することが前提だという誤解を持たないように留意願います。</p>
3	<p>国内在住の外国人を集客・動員することは可能か。仕様書では海外在住者と指定はされているが、受け入れ施設様のニーズに幅広くお応えするためにも国内在住者という選択肢を設けていいのかわ確認したい。</p>	<p>特定の介護施設等との雇用契約済（または予定）の特定技能外国人の場合は対象外ですが、この要件に該当しない特定技能外国人を対象とすることは可能です。</p>
4	<p>特定技能外国人の入国時に行なう合同の交流会において、合同とはマッチングが成立した受け入れ施設（法人）すべてとその外国人が一堂に会すものを想定しているのか。それとも受け入れ施設（法人）ごとに個別に実施するものを想定しているのか。</p>	<p>合同歓迎会の目的として、本事業によりマッチングが成立した県内介護施設等と特定技能外国人に対し、就業開始時の想定課題を解決し、外国人材が順調に就業開始できるように、必要な情報提供や、横のつながりを意識した交流機会を提供することとしていることから、前者（一堂に会する場を設けること）を想定しています。</p>
5	<p>特定技能外国人の入国時に行なう合同の交流会とは飲食および飲酒を伴うものを想定しているのか。（ただし、宗教上で飲食の禁止や飲酒の禁止がある場合には最大限考慮するものとする）</p>	<p>飲食および飲酒を伴うものは想定していません。</p>
6	<p>合同・個別の場合でも複数回行うことは問題ないか。在留資格許可のタイミングは法人の状態、外国人の状態、外国人の居住国の状態、入管審査官の状態によって変化するものであり、全員まとめるのは困難であることが想定されるため。</p>	<p>1回以上であれば問題ありません。 合同歓迎会は横のつながりを築くことも想定しています。最近に入国に時間を要する状況もあることから、オンラインでの参加も可能とするなど、合同歓迎会開催に係る良い方法がありましたら、ご提案いただければと思います。</p>
7	<p>昨年の同事業での受け入れ施設はリスト等で公開されるのか。もしくは、令和8年度の受託事業者のみ開示されるのか。</p>	<p>昨年度の入入施設リスト等の公開は予定しておりません。受託事業者には、これまでの実施状況を説明する予定です。</p>